

第3章 学校施設整備の基本的な方針等

1. 学校施設の目指すべき姿

(1) これからの交野市の学校教育

本市では、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指した「小中連携教育」を、平成22年度から実施し、様々な取組みをすすめることで、いわゆる「中1ギャップ」の解消に努めてきました。このような小中連携の取組みをすすめる中で、実際に中学校では不登校数の減少や暴力行為の発生数の減少などの成果もあがっています。

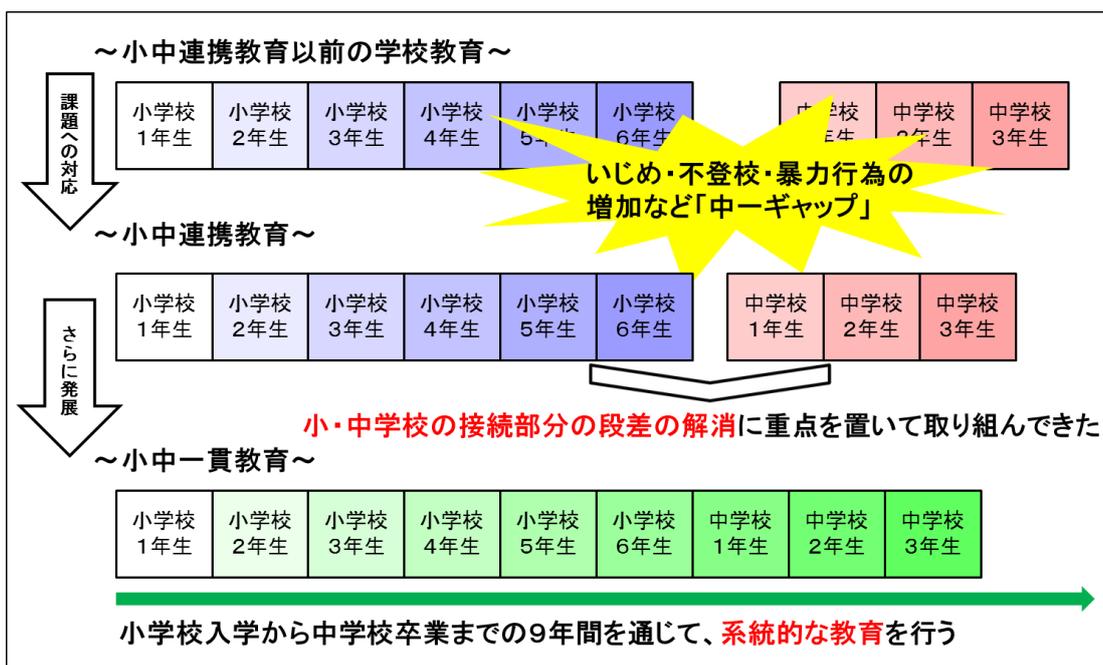
しかしながら、近年、国際化や情報化など、子どもたちを取り巻く環境の大きな変化の中で、学習意欲の低下やいじめ問題、教育内容の量的・質的充実、児童生徒の発達の早期化等に関わる現象など様々な課題が指摘されています。

そこで、本市では、次期学習指導要領が小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施される中、これらの課題を解決していくため、従来の小学校6年間、中学校3年間という考え方でなく、小・中学校の接続部分に重点をおいて取り組んできた小中連携教育をさらに発展させた小中一貫教育を積極的にすすめます。小・中学校の教職員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、義務教育終了までの「学びの連続性」を保障する系統的な教育をめざします。

図表 小中連携教育と小中一貫教育

<p>小中連携教育：小中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への<u>円滑な接続</u>をめざす様々な教育</p>
<p>小中一貫教育：小中連携教育のうち、<u>小中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し</u>、系統的な教育をめざす教育</p>

図表 小中連携教育から小中一貫教育への移行イメージ図



図表 「交野市の小中一貫教育」のイメージ

交野市の小中一貫教育

平成32年度(次期小学校学習指導要領全面実施)より全中学校区で小中一貫教育を実施

小中一貫教育とは・・・

学校・家庭・地域がめざす子ども像を共有し、小・中学校9年間を見通して取り組む教育



教科等間の横のつながりとともに、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」や「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、初等中等教育の出口のところまで身に付けておくべき力を明確にしながら、幼・小・中・高の教育を、**縦のつながりの見通しを持って系統的に組織**していくことも重要である。

(中央教育審議会 教育課程企画特別部会 論点整理 H27.8 より)

自らの意見を伝える、各自が意見を伝え合い話し合うといった、「めざす子ども像」の実現に向け、共同して指導の在り方の研究と実践を行い、連携を一層深めます。

これらにより、就学前から義務教育終了までの「学びの連続性」を保障する教育を充実させます。

(「交野市教育大綱」H28.1 より)

9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図り、授業研究や指導方法の工夫改善を図るための体制づくりをすすめています。

(「交野市学校教育ビジョン」H25.10 より)

交野市小中一貫教育推進指針(H29.3)

- ・小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校だけではなく、**現行の枠組み内でも「小中一貫教育」の取組みは必要**
- ・「中1ギャップ」解消等を目的化するのではなく、**小中一貫教育により義務教育の質を変える**

小中9年間の教育課程(カリキュラム)の編成や指導方法などの工夫・改善を図る



新学習指導要領に対応した3つの柱

言語活用力の向上

- ・学校図書館の活用
- ・言語活動の充実
- ・読書活動の推進

プログラミング教育の推進

- ・ロボットを活用した授業

外国語教育の充実

- ・ネイティブスピーカーと学ぶ授業
- ・中学校教員が小学校で授業
- ・英検IBAの実施

小中学校間の主な取組み

- ・「めあてをつかむ」→「一人でじっくり考える」→「ペアやグループで意見を交流する」「クラスで学び合う」→「学習したことをふりかえる」**交野スタンダード**による授業づくり
- ・**グローバル・コミュニケーション能力向上支援事業**による英語教育
- ・小学校6年生の学校見学、体験授業、クラブ見学
- ・中学校区合同教職員研修
- ・教職員による小中の交流参観、小中の授業参観
- ・小学校1年生から中学校3年生までの「家庭学習の手引き」を校区で統一して作成
- ・校区校長会、校区小中連携担当者会議の実施
- ・中学校区での学校評議員会の開催 等



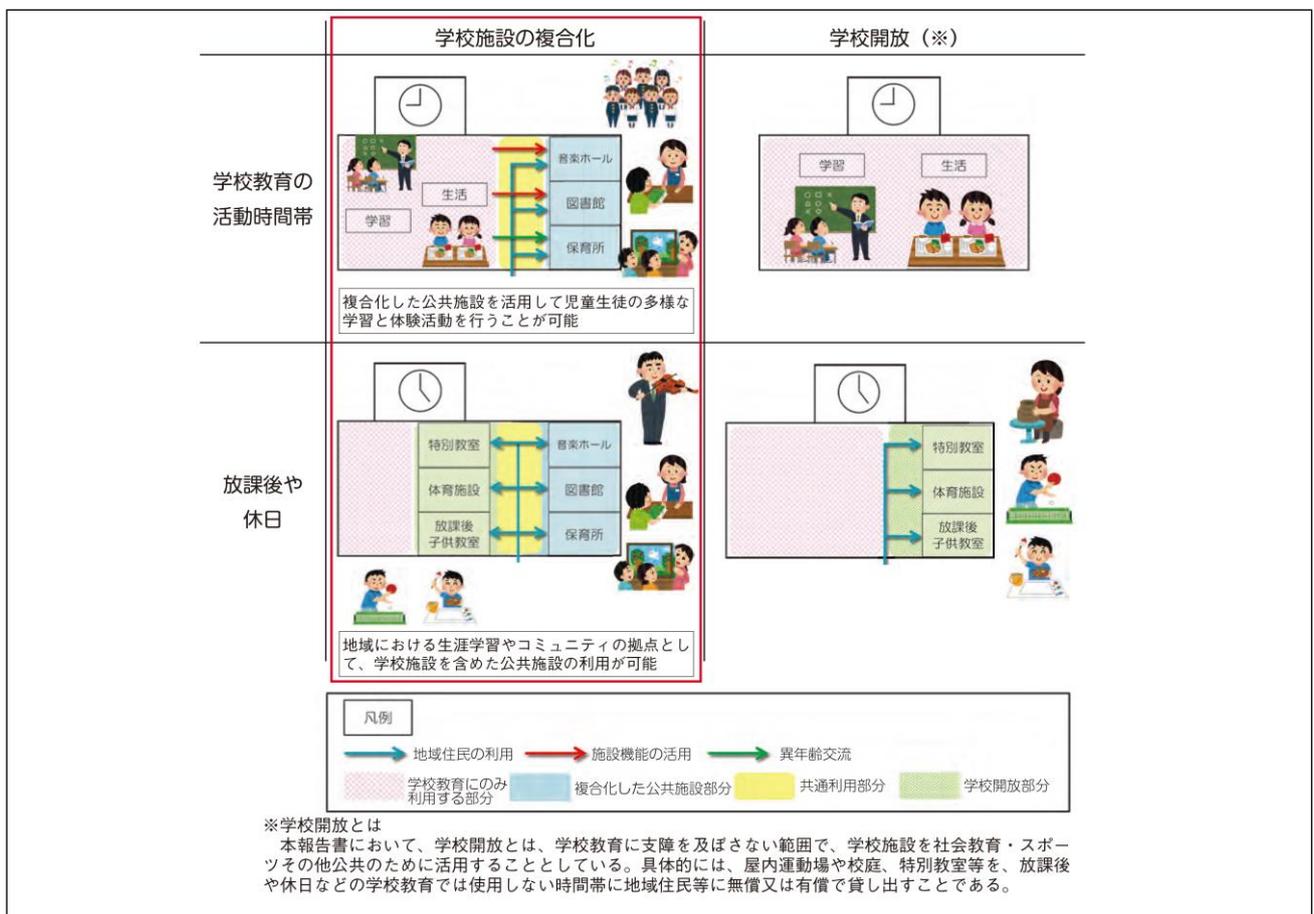
(2) 地域に開かれた学校施設

近年、新たな学校づくりの在り方として、質の高い学びを実現する教育環境を整備する観点から、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進することや、学びの場である学校を地域との連携を深める場とする観点から、余裕教室の活用の促進や学校施設の複合化が求められています。

他市町村において、地域の実情や要望を踏まえ、公民館、図書館、保育所や老人福祉施設など様々な施設との複合化が進む中、本市においても、適正化基本方針に示されているとおり、これからの学校施設整備にあたっては、子どもたちの豊かな学びを促進し、地域との連携・協働が図られるような複合型学校施設の整備も検討していく必要があります。

本市では、すでに放課後児童会機能や防災備蓄機能などが学校施設と複合化されているほか、学校施設は、災害時の避難所に指定されていたり、グラウンドや体育館の貸し出しにより市民のスポーツ活動の推進に寄与したりと、様々な役割を担っており、今後、ますます地域の拠点として活用されることが期待されます。

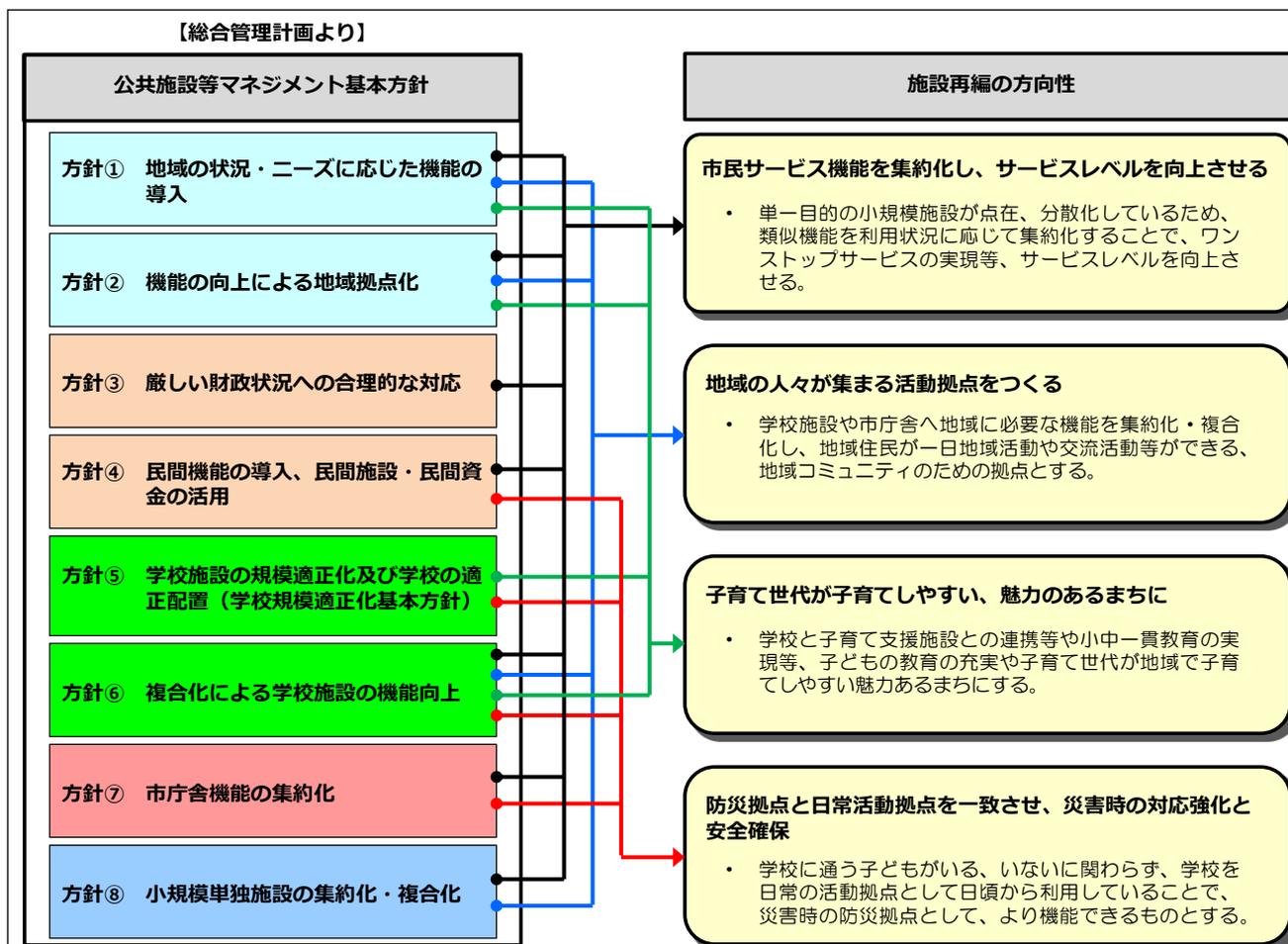
図表 複合化のイメージ図



出典：報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」(文部科学省) 3ページ 図表1：「学校施設の複合化と学校開放のイメージ」

一方、総合管理計画で示された公共施設等マネジメント基本方針では、学校施設の機能向上として、放課後の子どもの居場所づくりの充実や防災拠点としての機能の充実、さらに、地域の実情に応じた機能導入や、地域住民も学校を訪れて施設を活用できる工夫や配置、他施設との複合化や多機能化などについても検討を行い、地域住民も広く利用できる学校施設を目指すとしています。

図表 公共施設等マネジメント基本方針と施設再編の方向性



また、総合管理計画の取組みを具体的に示す再配置計画では、学校施設について、以下の取組みを行っていくことが示されています。

図表 再配置計画における学校施設の具体的取組み

- 児童生徒の教育環境の維持向上と、さらなる少子化の影響による学校の小規模化や学校の老朽化の課題、小中連携から小中一貫教育への流れ、今後の児童生徒数の増減を見据え、学校規模の適正化及び学校の適正配置について検討します。
- 老朽化状況を把握し、必要に応じた施設整備を図ります。
- 教育環境の一層の向上に資する整備をすすめるとともに、児童生徒の安全性を確保しながら、地域の実情に応じた機能導入と、それにともない地域住民も学校を訪れて活用できる工夫や校舎配置、他の施設との複合化や施設の多機能化などについても検討し、地域住民も広く利用できる学校施設を検討します。

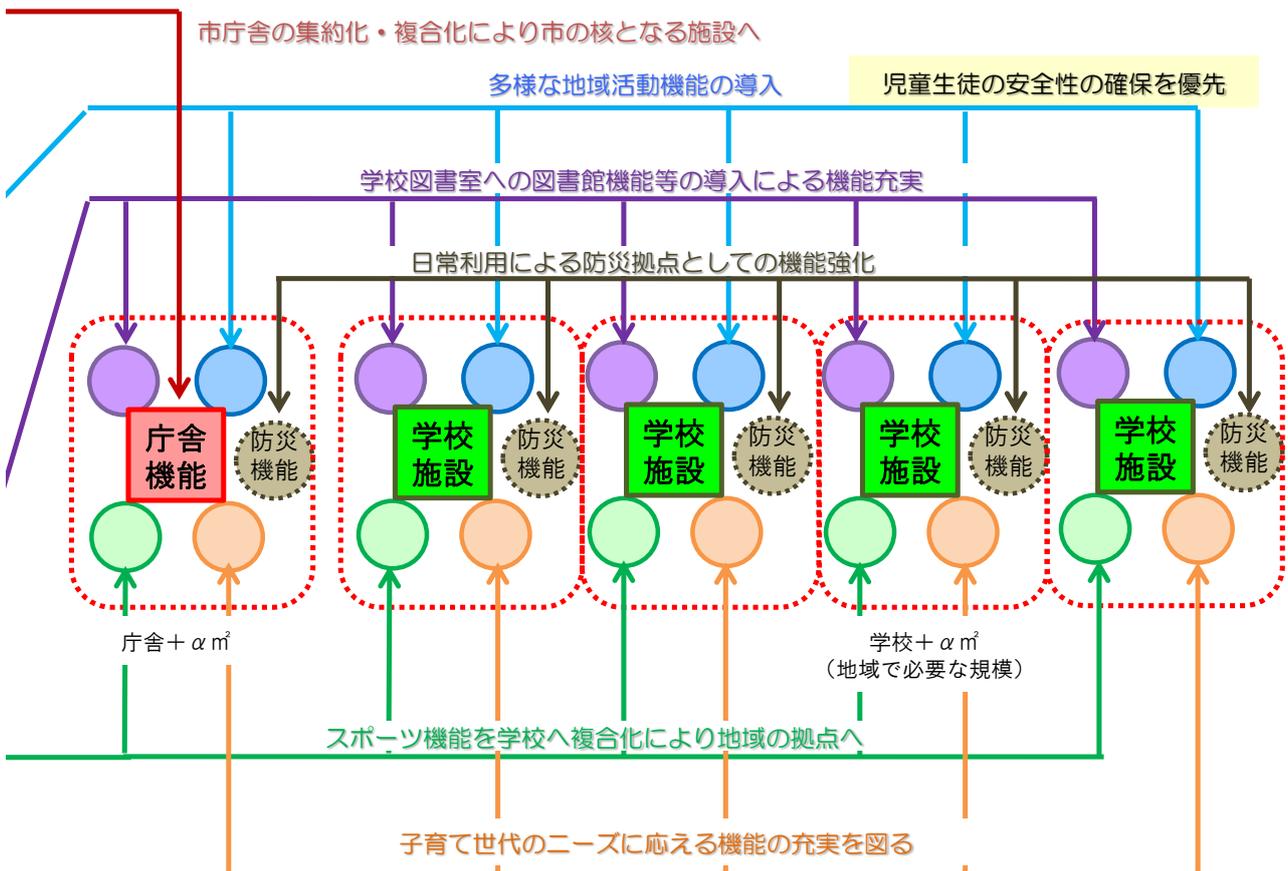
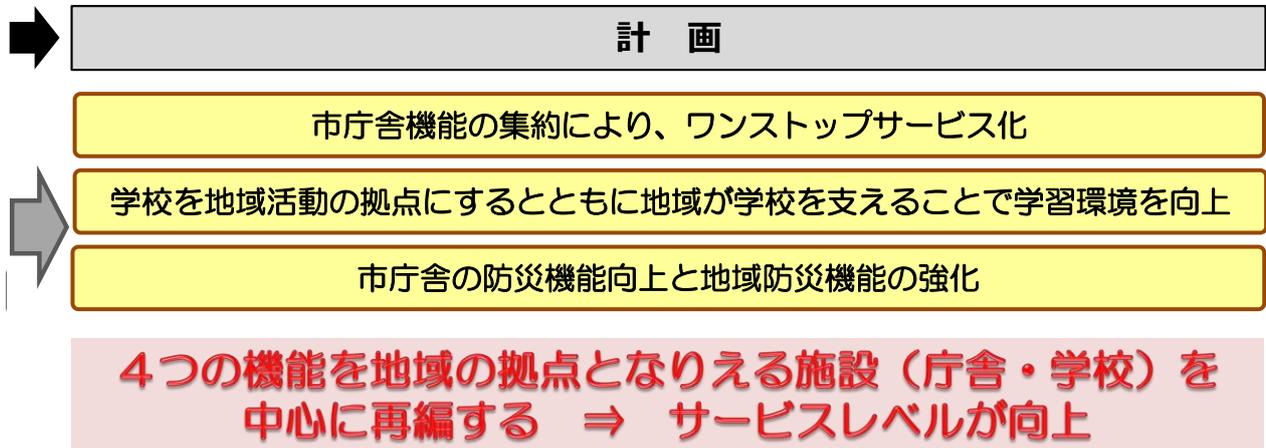
さらに、再配置計画では、施設再編の方向性に基づき、各施設の実態・課題や老朽化状況等に基づく保全方針、利用状況、運営状況、コスト等、多面的な観点から、以下のようなイメージで再編・再配置を検討することとしています。

まずは、課題を抱える庁舎機能について、集約化することにより改善を図ることとされてい



ますが、将来的には、市内5地域の中で、庁舎整備を行う地域以外の4地域においては、学校の複合化による地域拠点化を目指すことが示されています。

このため、学校規模適正化・適正配置について、この公共施設全体の方向性との整合を図りながら検討していく必要があります。



集約化・複合化の効果	
○ ワンストップサービス化による利便性向上	○ 行政事務の効率化
○ 防災拠点としての機能向上	○ 子育て環境の充実
○ 学校教育環境の充実	○ アクセスの改善による利便性向上

2. 学校の適正規模・適正配置の方針

(1) 市立小・中学校の望ましい学校規模（適正規模）

学校教育を行う上で適正な学校規模を確保することは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実のみならず、学校を円滑に運営するためにも大変重要なことです。

国が標準としている学校規模は、小学校・中学校とも 12 学級以上 18 学級以下ですが、本市では、市立小・中学校の望ましい学校規模を、学校規模の大小によるメリット・デメリットや本市の実態を踏まえて、各市で設定されている基準も参考とし、小・中学校の接続関係にも配慮して、学校規模適正化基本方針で、以下のように定めています。

図表 適正な学校規模について

	小規模	適正規模
小学校	11 学級以下	12 学級以上 24 学級以下 (1 学年あたり 2~4 学級)
中学校	8 学級以下	9 学級以上 18 学級以下 (19 学級以上 24 学級以下も許容範囲とする)

(2) 市立小・中学校の望ましい学校配置（適正配置）

学校適正配置の基本的考え方については、適正化計画において検討し、示されています。

市立小・中学校の適正配置は、市域全体を見通した上で、市立小・中学校すべての学校適正配置に係る基本的な考え方として、以下の 7 つの考え方にに基づき検討を行いました。

図表 学校適正配置を検討する上での基本的な考え方

- ① 「学校規模適正化基本方針」に基づき、将来的にも適正な学校規模を確保するよう検討する。
- ② 「学校規模適正化基本方針」に基づき、適正な通学距離の範囲内となるように検討する。
- ③ 児童・生徒数の将来推計と今後、見込まれる大規模な住宅開発の影響も考慮して検討を進める。
- ④ 学校施設の老朽化状況も勘案して検討を進める。
- ⑤ 小中一貫教育を進めるにふさわしい新しい教育環境にも配慮する。
- ⑥ 地域のコミュニティにも配慮し、現在の中学校区を基本として検討していく。
- ⑦ 一つの小学校からは、一つの中学校へ進学することを基本として検討する。

※適正化基本方針では、児童生徒の通学距離について、小学校では 2 km 以内を基本としつつ、3 km 以内を許容範囲とし、中学校では 3 km 以内を基本としつつ、4 km 以内を許容範囲としています。

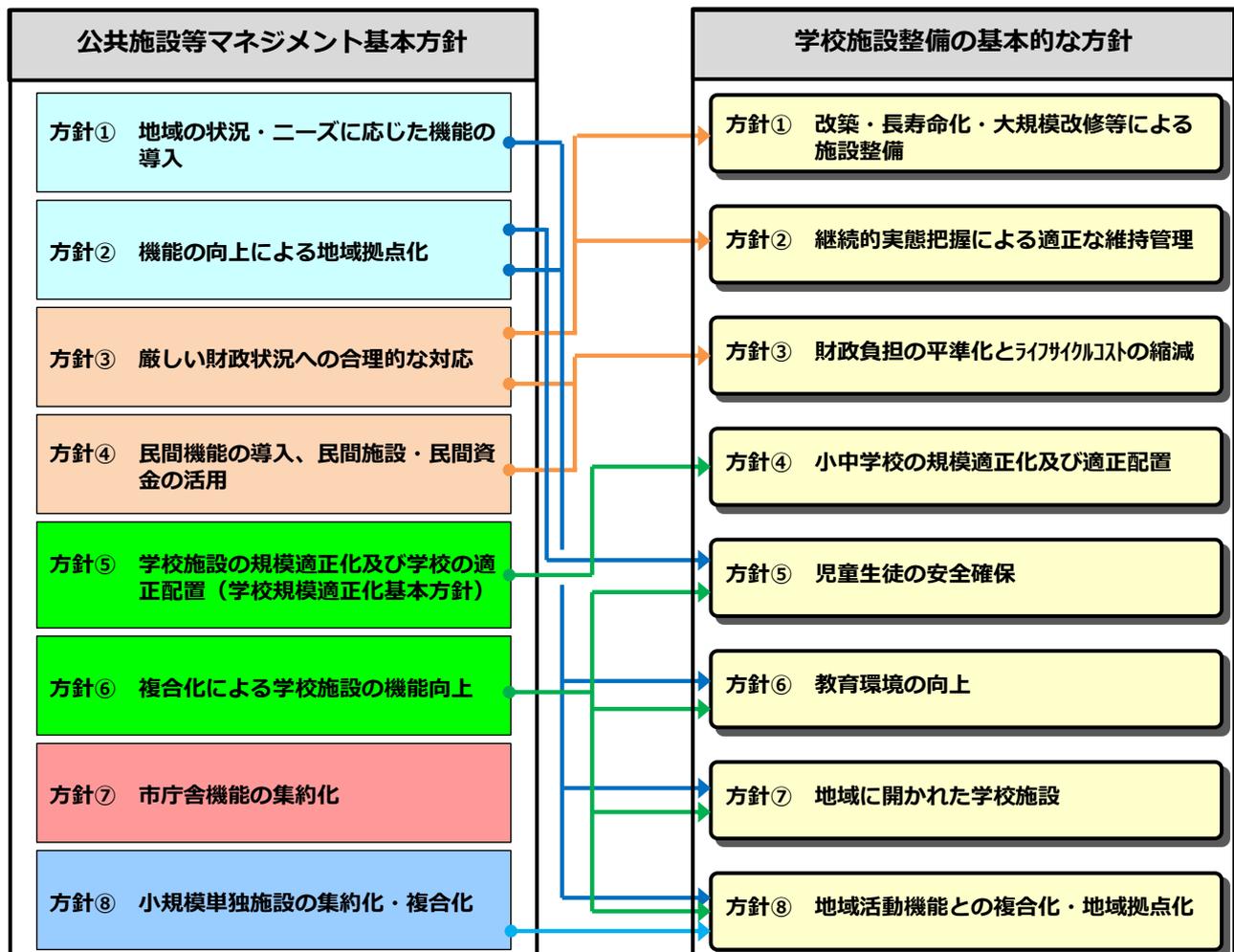
3. 学校施設整備の基本的な方針等

本市がこれから取り組んでいく小中一貫教育に適した施設整備や、適正化計画で示されている学校適正配置の今後の方向性、また、総合管理計画における公共施設を取り巻く課題、学校を除く一般公共施設機能の課題、学校施設の課題から定められている公共施設等マネジメント基本方針などを総合的に勘案し、これらに適合した施設整備を行うため、学校施設整備の基本的な方針を、以下のとおり設定します。

学校施設整備においては、①改築・長寿命化・大規模改修等による施設整備、②継続的実態把握による適正な維持管理、③財政負担の平準化とライフサイクルコストの縮減、④小中学校の規模適正化及び適正配置、⑤児童生徒の安全確保、⑥教育環境の向上、⑦地域に開かれた学校施設、⑧地域活動機能との複合化・地域拠点化を基本的な方針とします。

これらの方針のもと、学校施設の維持・更新に係る本計画を、適正化計画や再配置計画と連動させ、学校施設の修繕・改修・更新のタイミングに合わせた学校施設の継続的・段階的な改善を図っていきます。

【総合管理計画より】



学校施設の維持・更新に係る本計画を総合管理計画、再配置計画及び適正化計画と連動させ、学校施設の修繕・改修・更新のタイミングに合わせた学校施設の継続的・段階的な改善を図る。